

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年12月5日（木）  
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する  
意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年12月5日(木)
  2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 14名
    - 1番 北田 直喜
    - 2番 谷越 彦茂
    - 3番 沖本 喜久雄
    - 4番 野崎 努
    - 5番 小坂 芳夫
    - 6番 谷口 敬蔵
    - 7番 石坂 誠一
    - 8番 中山 修
    - 9番 徳本 久邦
    - 10番 原 武雄
    - 11番 関口 たず子
    - 12番 中田 登與志
    - 13番 中島 悦子
    - 14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 0名
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名  
経田地区 寺口 則康
  7. 議事録署名委員
    - 6番 谷口 敬蔵
    - 11番 関口 たず子
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 浦田 誠
    - 庶務係長 五十嵐 孝
    - 主査 杉本 ゆき子
    - 主事 井口 健太郎
    - 主事 横田 悠介
- 

【開 会：午後4時00分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度12月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番谷口委員、11番関口委員にお願いいたします。

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございました。転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は経田地区が1件で、3,096㎡です。

それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第31号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

徳本職務代理： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

杉山委員： 駐車場出入口前の道幅が狭く危険ではないか。6 mに拡幅すると聞いていたが計画されていない。また、4年ほど前に今回の申請地で転用申請があったが、排水関係で計画が頓挫した経緯があり、排水計画も心配である。隣接地561番の〇〇氏も転用計画から下りたと聞く。

井口主事： 申請書の添付資料によると561番の土地は、今後共同住宅敷地に転用される予定になっております。計画から下りるという話は聞いておりません。申請段階から変更があったかもしれませんので、確認を取ります。

野崎委員： 農振除外段階と計画が変わってきているようだが、そういった場合でも転用許可は下りるのですか。

井口主事： 農振除外時の転用目的は駐車場、共同住宅、注文住宅でありましたが、現在は駐車場、共同住宅に変更されています。転用目的に多少の変更があっても、転用許可の見込みがあることは、富山県農業経営課に確認をとっています。

石坂委員： 道路拡幅の件と、排水路の件で関係者に迷惑がかかるのではないかと。

井口主事： 排水計画に関しては、新川農林振興センターの指導課指導班に確認をとり、了解を得ております。オフィスで流量調整がされ現在の排水量より少なくなる計算になっております。

道路幅に関しては、4 m以上確保されており、新川土木センターの了解も得ております。

五十嵐係長： 道路の拡幅については、建設会社ではやらないと聞いています。

市道ですので、地元から要望があった場合、検討されるものと思います。

沖本委員： 隣接の共同住宅について、建設の目途はたっていますか。

井口主事： 来春の4月に転用の申請予定と聞いております。

五十嵐係長： 今回の案件は、転用許可基準を満たしていると考えられます。ただし、許可されるにしても「地元と協議しながら事業を行うこと」というような意見を付すこともできます。

原委員： 排水の関係でいえば、水路の下流域の岡仏集落等にも関係するので、話をしておきます。

五十嵐係長： 農地法施行規則第32条には、申請書は提出があった日の翌日から起算して40日以内に都道府県知事に送付しなければならないとありますが、3000㎡を超え、都道府県機構の意見を聴く案件の場合は、80日となっております。

よって、今回の案件を意見保留とし、懸念事項を調整の上、来月の総会で再度協議することも可能です。

杉山会長： それでは意見保留とし、詳細な調査をした上で、再度審議することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第31号は意見保留といたします。

杉山会長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長： (非農地通知 (令和元年11月分) について)  
(令和元年度魚津市農業委員会視察研修収支内訳 (案) について)  
(農業委員会組織による「令和元年台風第19号等災害義援金」の募集について)  
(富山県農業者新春交歓会について)  
(農業委員会等の綱紀粛正について)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 5 時35分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第31号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断できません。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	本案件は、〇〇に駐車場を貸し出す目的として、土地所有者からその息子へ所有権移転するものです。136台分の駐車場を整備します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金銭消費貸借契約書及び通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場を整備する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲はコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬように対応します。生活雑排水は発生せず、雨水排水は申請地中央部に側溝を新設し、北側水路へオリフィス柵を通して排水する計画にしています。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		